**民間給与関係資料**

**令和２年職種別民間給与実態調査について**

**１　調査の目的**

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

**２　調査の内容等**

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

ア 昨年８月から本年７月までの特別給の支給実績

イ 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年４月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 本年４月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、アおよびイに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)アおよびイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

・(1)アおよびイに関する調査：６月29日（月）～７月31日（金）

・(1)ウおよびエに関する調査：８月17日（月）～９月30日（水）

**３　調査機関**

　滋賀県人事委員会および人事院等

**４　調査の範囲等**

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所640事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から131事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第14表のとおりである。

(3) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

**第14表　産業別・企業規模別調査事業所数**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業規模産業分類 | 規模計 | 3,000人以上 | 1,000人以上3,000人未満 | 500人以上1,000人未満 | 100人以上500人未満 | 50人以上100人未満 |
| 産業計 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 |
| 121 | 32 | 11 | 14 | 49 | 15 |
| 鉱業,採石業,砂利採取業、建設業 | 4 | 2 | 1 | 1 | － | － |
| 製造業 | 81 | 15 | 6 | 10 | 39 | 11 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業 | 12 | 7 | － | 1 | 3 | 1 |
| 卸売業,小売業 | 2 | 2 | － | － | － | － |
| 金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業 | 3 | － | 1 | － | 1 | 1 |
| 教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業 | 19 | 6 | 3 | 2 | 6 | 2 |

注１　上記調査事業所のほか、調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所あった。

２　調査対象事業所131所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた130所に占める調査完了事業所121所の割合（調査完了率）は、93.1％である。

３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、

「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に

分類されるものを除く。）である。

**第15表　民間における家族（扶養）手当の支給状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 支給の有無 | 事業所割合 |
| 家族手当制度がある | 79.3％ |
|  | 配偶者に家族手当を支給する | (87.3％) |
| 家族手当制度がない | 20.7％ |
| 被扶養者の構成別支給月額 | 配偶者 | 14,335円 |
| 配偶者と子１人 | 19,866円 |
| 配偶者と子２人 | 25,278円 |

注１　（　）内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

２　支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

**第16表　民間における特別給の支給状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分　項　目 | 事務・技術等従業員 | 技能・労務等従業員 |
| 平均所定内給与月額 |  | 円 | 円 |
| 下半期（A1）上半期（A2） | 374,542377,818 | 284,407285,073 |
| 特別給の支給額 | 下半期（B1）上半期（B2） | 886,347792,751 | 550,159487,916 |
| 特別給の支給割合 |  | 月分 | 月分 |
| 下半期（B1／A1）上半期（B2／A2）年間計 | 2.372.104.47 | 1.931.713.64 |
| 年間の平均 | 4.47 |

注１　下半期とは令和元年８月から令和２年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

２　年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

**第17表　民間における給与改定の状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目役職段階 | ベースアップ実施 | ベースアップ中止 | ベースダウン | ベースアップの慣行なし |
|  | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 係員 | 37.1 |  17.4 | 0.0 | 45.5 |
| 課長級 | 27.5 |  14.1 | 0.0 | 58.4 |

注　ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

**第18表　民間における定期昇給の実施状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  項　目役職段階 | 定期昇給制度あり |  | 定期昇給制度なし |
| 定期昇給実　　施 |  | 定期昇給中　　止 |
| 増　　額 | 減　　額 | 変化なし |
|  | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 係員 | 83.9 | 79.2 | 21.6 | 13.1 | 44.5 | 4.7 | 16.1 |
| 課長級 | 72.1 | 67.3 | 15.8 | 11.1 | 40.4 | 4.8 | 27.9 |

注　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第19表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目企業規模 | 係員 | 課長級 | 部長級 |
| 一定率(額)分 | 考課査定分 | 一定率(額)分 | 考課査定分 | 一定率(額)分 | 考課査定分 |
|  | 規模計 | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 56.6 | 43.4 | 46.2 | 53.8 | 46.2 | 53.8 |
| 500人以上 | 47.5 | 52.5 | 33.7 | 66.3 | 33.7 | 66.3 |
| 100人以上500人未満 | 60.2 | 39.8 | 49.9 | 50.1 | 50.3 | 49.7 |
| 100人未満 | 70.3 | 29.7 | 68.4 | 31.6 | 68.1 | 31.9 |

**第20表　民間における定年制の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定年制あり |  |  | 定年制なし |
| 定年年齢 |
| 60歳 | 61歳以上 |
| ％ | ％ | ％ | ％ |
| 100.0 | 89.7 | 10.3 | 0.0 |

注　定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

**第21表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与**

**減額の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目区　分 | 給与減額あり |  | 給与減額なし |
| 60歳で減額 |
|  | ％ | ％ | ％ |
| 課長級 | 74.6 | 56.7 | 25.4 |
| 非管理職 | 74.6 | 38.8 | 25.4 |

注１　「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第22表において同じ。）。

　２　一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

**第22表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準**

|  |  |
| --- | --- |
| 課長級 | 非管理職 |
| ％ | ％ |
| 67.0 | 80.0 |

注　標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合であ

る。